

井手町人事行政の運営等の状況の公表について

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員採用状況 (令和6年4月1日) (人)				(2) 職員採用試験の実施状況 (令和5年度) (人)			
職種	男性	女性	合計	職種	男性	女性	合計
事務職	1	-	1	社会福祉士	4	0	4
技術職	1	-	1	技術職①	0	0	0
保育士	-	-	0	技術職②	1	0	1
保健師	-	2	2	保健師①	0	0	0
栄養士	-	-	0	保健師②	0	2	2
合 計	2	2	4	合 計	5	2	7

(3) 職員の退職の状況 (各年4月1日から翌年3月31日まで)							
	定年退職	定年前早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合 計
令和4年度	1	2	3	0	-	-	6
令和5年度	0	0	4	0	-	-	4

(4) 部門別職員数の状況と主な増減 (各年4月1日現在)				
区 分 部 門		職員数 (人)		対前年
		令和6年度	令和5年度	増減数
一 般 行 政	議会	1	1	0
	総務	20	19	1
	税務	6	7	▲ 1
	民生	34	34	0
	衛生	9	8	1
	農林	4	4	0
	商工	1	1	0
	土木	7	6	1
	小計	82	80	2
特 別 行 政	教育	8	8	0
	小計	8	8	0
公 営 企業等	水道	3	3	0
	下水道	1	1	0
	その他	8	8	0
	小計	12	12	0
合 計		102	100	2

職員数は一般職に属する職員数（教育長含まない）で、会計年度任用職員は除いている。

(5) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)							
年度 職員数	20歳未満	20歳 29歳	30歳 39歳	40歳 49歳	50歳 59歳	60歳 以上	計
令和6年度	0	14	36	34	15	3	102
令和5年度	0	12	41	27	19	1	100

職員数は一般職に属する職員数（教育長含まない）で、会計年度任用職員は除いている。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の一部改正により、地方自治体において人事評価制度の導入が義務付けられました。井手町においても、平成28年4月1日より実施しており、「業績評価」と「能力評価」の両面から評価しております。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人件費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 6,989	千円 7,388,996	千円 425,183	千円 976,141	% 13.2	% 13.4

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給与費				一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	B／A
令和 5年度	人 97	千円 324,526	千円 38,931	千円 128,647	千円 492,104	千円 5,073

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
井 手 町	93.1	93.4	94.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
井手町	歳 41.9	円 303,470	円 353,057
			円 328,251
国	歳 42.4	円 322,487	円 —
			円 404,015

イ 技能労務職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
井手町	歳 49.6	円 297,500	円 297,500
			円 297,500
	歳 49.6	円 297,500	円 297,500
			円 297,500
	歳 —	円 —	円 —
			円 —
国	歳 51.2	円 286,942	円 —
			円 329,178

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		井 手 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	206,600 円	196,200 円	206,600 円
	高 校 卒	166,600 円	174,900 円	166,600 円	174,900 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円	174,900 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経験年数15年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	263,300 円	294,000 円	340,500 円
	高 校 卒	－ 円	254,400 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	297,500 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 定型的な業務を行う主事、技師、保育士、保健師又はこれらに相当する職務	人	%
	2 主事補、技師補又はこれらに相当する職務	1	1.8
2 級	専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師又はこれらに相当する職務	25人	43.9%
3 級	係長、主査又はこれらに相当する職務	10人	17.5%
4 級	課長補佐又はこれらに相当する職務	4人	7.0%
5 級	課長、会計管理者又はこれらに相当する職務	14人	24.6%
6 級	理事又はこれに相当する職務	3人	5.3%

(注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

② 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
令和5年度	職 員 数	人
	A	57
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	人
	B	0
令和4年度	比 率	%
	B／A	0.0
	職 員 数	人
	A	60
令和4年度	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	人
	B	0
	比 率	%
	B／A	0.0

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

井手町				国			
1人当たり平均支給額（令和5年度）				—			
1,340 千円							
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.45 月分	2.05 月分			2.45 月分	2.05 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～15%				・ 役職加算 5～20%			
				・ 管理職加算 10～25%			

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

井手町				国			
(支給率)		自己都合 勤奨・定年		(支給率)		自己都合 勤奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			
1人当たり平均支給額		自己都合 2,279千円					
		定年 0千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
井手町	0 %	— 人	勤務地域により支給率は異なるが、平成26年度制度改正で最高支給割合20%（井手町0%）	

（注） 平成18年4月1日より調整手当は廃止された。

④ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		— %	
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症の防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業従事職員	感染症の防疫作業	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	1体につき10,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,811 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	102 千円
支給実績（令和4年度決算）	11,988 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	128 千円

⑥ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 22歳に達するまでの子 10,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		7,843 千円	201,090 円
住居手当	家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額－12,000円＝支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額－23,000円)×1/2＝① 16,000円＝②(①、②のうち額 が少ない方)+11,000円 ＝支給額(最高27,000円)	異なる	控除額及び 支給額	4,712 千円	314,164 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円 全額支給 までの者 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,200円 10km以上 15km未満 7,100円 15km以上 20km未満 10,000円 20km以上 25km未満 12,900円 25km以上 30km未満 15,800円 30km以上 35km未満 18,700円 35km以上 40km未満 21,600円 40km以上 45km未満 24,400円 45km以上 50km未満 26,200円 50km以上 55km未満 28,000円 55km以上 60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ		6,752 千円	110,687 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、 本俸の100分の20以内を支給することができる。 理事、局長、次長、課長 35,000円 館長、園長、所長、参事等			9,000 千円	376,800 円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	町 長	730,000	円
	副 町 長	600,000	円
	教 育 長	550,000	円
報酬	議 長	330,000	円
	副 議 長	260,000	円
	議 員	240,000	円
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)	
	副 町 長	3.40	月分
	議 長	(令和4年度支給割合)	
退職手当	副 議 長	3.40	月分
	議 員		
	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×530/100×在職年数	任期ごと
	教 育 長	給料月額×315/100×在職年数	任期ごと
		給料月額×270/100×在職年数	任期ごと

(6) 公営企業職員の状況

① 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 104,429	千円 18,218	千円 6,610	% 6.3	% 5.3

予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和 5年度	人 1	千円 3,794	千円 136	千円 1,549	千円 5,479	千円 5,479

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
井 手 町	45.1 歳	320,800 円	513,865 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

・ 期末手当・勤勉手当

井 手 町	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,549 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,340 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

・ 退職手当

井 手 町	一 般 行 政 職
(支給率) 一般行政職と同様 自己都合 勤奨・定年	1人当たり平均支給額 自己都合 2,279千円 定年 0千円
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

・地域手当[調整手当]（令和6年4月1日現在）

一般行政職と同様 [3 (4) ③を参照]

・特殊勤務手当

一般行政職と同様 [3 (4) ④を参照]

・時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	90 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	45 千円
支給実績（令和4年度決算）	340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	26 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

・その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円
住居手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同様	同じ		46 千円	45,828 円
管理職手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1） 職員の勤務時間（標準的なもの）

令和6年4月1日現在

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00 ～ 13:00	有

（2） 年次休暇の使用状況

総付与日数 日 (a)	総取得日数 日 (b)	対象職員数 人 (c)	平均取得日数 日 (b)/(c)	取得率 % (b)/(a)
3,053.0	750.1	76	9.6	24.6

（注）「対象職員」とは、町長部局の職員で令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間在職した職員（当該期間中に退職した者及び育児休業、休業の事由がある職員を除く。）

（3） 育児休業及び部分休業の取得状況（令和5年度）

区分	前年度から継続している職員		令和5年度中に取得可能となった職員		
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男 性	0	0	0	0	0
女 性	0	0	6	0	2
合 計	0	0	6	0	2

（4） 病気休暇

①負傷又は疾病のための療養をする必要があり、勤務しないことがやむを得ないことが認められる場合90日以内（結核性疾患の場合にあっては1年）で必要と認められる期間（診断書等による。）

ただし、公務上の負傷又は疾病にあっては3年までにこれを延長することができる。
期間の計算については、この休暇の承認を受けた職員が職務に復帰した後1年以内に同一疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合は、復帰の前に承認を受けた病気休暇の期間と復帰の後に承認を受けようとする病気休暇の期間を通算するものとする。

②生理日に勤務することが著しく困難である場合

1回について2日以内で必要とする期間

(5) 特別休暇の状況

1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2	裁判員、証人、鑑定人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	骨髄移植のための骨髄液の提供者等になる場合	必要と認められる期間
4	社会貢献活動を行う場合	1年において5日の範囲内の期間
5	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間
5-2	職員が不妊治療に係る通院が必要な場合	1年において5日の範囲内の期間
6	女子職員が出産予定の場合	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が出産日までの申し出た期間
7	女子職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
8	生後満1年未満の子の保育のために必要と認められる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
9	職員の配偶者が出産する場合	2日の範囲内の期間
10	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	1年において5日の範囲内の期間
11	要介護者の世話をを行う場合	1年において5日の範囲内の期間
12	職員の親族の忌引きの場合	親族に応じ1日から10日の範囲において必要と認められる期間
13	職員が父母の追悼のための特別な行事の場合	1日の範囲内の期間
14	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進のための場合	7月から9月までの期間において、3日以内でその都度必要と認められる期間
15	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間
16	地震、水害等災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
17	地震、水害等災害時において通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
18	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通しや断又は隔離により、勤務が不可能となった場合	必要と認められる期間
19	妊娠中の女性職員が母子保健法の規定に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年までは医師の指示により、その都度必要と認められる時間。
20	妊娠中の女性職員が通勤のとき母体の健康維持に重大な支障があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め及び終わりにおいてそれぞれ30分以内。ただし交通機関等の関係からやむを得ないと認められる者については、1日1回60分の範囲内
21	職員の妻が出産する場合であつて、出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	5日の範囲内の期間

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 (令和5年度)

(1) 分限処分の状況

(件)

分限処分の事由	免職	降任	休 職		降給	失職	合計
			起訴休職	病 気			
実務成績がよくない場合	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	2	0	0	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	2	0	0	2

(注) 分限処分とは、公務の能率を維持し、適正な運営を確保するため地方公務員法第28条に基づき行う処分です。

(2) 懲戒処分の状況

分限処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の服務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の職務の秩序を維持するために地方公務員法第29条に基づき行う処分です。

6 職員の服務状況

職員の営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

区 分	件数	内 容
報酬を得て、事業又は事務に従事する場合	0	－
その他	0	－
合 計	0	－

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により。再就職による働きかけの規制等が導入されました。

本町における退職者及び対象者数は下記のとおりです。

退職者数（令和5年3月31日）：1人

届出対象者数：0人

8 職員の研修の状況

研修の実施状況

研 修 名	日数	参加人数
市町村職員等共同研修「法制執務の入門」	－	2
市町村職員等共同研修「若手職員後期研修（問題解決と政策形成）」	1	1
市町村職員等共同研修「チーム型政策研究」	8	1
市町村職員等共同研修「中堅職員後期研修（チームリーダー）」	1	6
市町村職員等共同研修「新任課長補佐研修（コンプライアンス）」	1	1
市町村職員等共同研修「若手職員前期研修（フォローアップ）」	2	1
市町村職員等共同研修「新規採用職員研修（地方自治法）」	－	4
市町村職員等共同研修「新任課長補佐研修（メンタルヘルス）」	－	1
市町村職員等共同研修「課長研修（マネジメント）」	1	1
市町村職員等共同研修「新任課長補佐研修（コンプライアンス）」	1	1
市町村職員等共同研修「新任課長補佐研修（メンタルヘルス）」	1	1
市町村職員等共同研修「課長研修（マネジメント）」	1	1
市町村職員等共同研修「先読み仕事術」	2	1
市町村職員等共同研修「若手職員前期研修（会計制度・契約事務）」	2	2
市町村職員等共同研修「法制執務の基礎」	－	2
市町村職員等共同研修「広報担当者研修会」	1	1
市町村職員等共同研修「中堅職員後期研修（後輩指導・調整力）」	1	3
市町村職員等共同研修「中堅職員後期研修（情報分析）」	1	5
市町村職員等共同研修「法制執務の応用」	2	1
市町村職員等共同研修「仕事の効率化」	1	1
市町村職員等共同研修「新規採用職員基礎研修」	2	3
市町村職員等共同研修「非木造家屋評価研修会」	2	1
市町村職員等共同研修「エクセル研修」	－	2
市町村職員等共同研修「自治体における訴訟事務」	2	1
市町村職員等共同研修「農業所得に係る収支計算研修会」	1	1
市町村職員等共同研修「中堅職員前期研修（ファシリテーション）」	－	2
市町村職員等共同研修「業務改善とDX」	1	1
市町村職員等共同研修「手話研修」	4	1
合 計	39	49

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、web等を通じて実施した研修は日数を「－」としている。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理・職場状況

種類	受診人数
定期健診	126
人間ドック	23
その他検診	—

(2) 公務災害の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
3	1	2

(3) 福利厚生事業の状況

京都府市町村職員厚生会の主な給付事業等（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容	給 付 額 等
生涯福祉支援給付		
健康回復助成金	会員や家族が、病気やケガをして、保険診療を受け、自己負担金が発生したとき	会員1,700円上限
療養見舞金	会員が病気又は負傷のため継続して15日以上勤務できなかったとき	15日10,000円 以降一ヶ月ごとに7,000円 ※6日以上入院をともなう場合は10,000円を付加
人間ドック利用助成金	会員が、人間ドックを利用したとき	外来ドック （日帰り）3,000円 短期ドック （1泊2日）5,000円
結婚祝金	会員が結婚したとき	50,000円
子育て支援金	会員とその配偶者が出産したとき	出産時30,000円 1歳～3歳10,000円
子育て祝金	会員の子が小学校及び中学校に入学したとき	15,000円
要介護者等支援助成金	会員とその家族の内で病気により看護・介護を受ける必要が生じたとき	要介護3以上年度1回 10,000円 他
災害見舞金	会員が、災害により住宅または家財に損害を被ったとき	住宅又は家財の全部焼失 100,000円 他
死亡弔慰金	会員、会員の配偶者、子、父母、同居する2親等以内の親族が死亡されたとき	会員の死亡 100,000円 配偶者の死亡 70,000円 他
傷害見舞金給付	厚生会主催の行事等で、事故にあったとき	傷害通院 会員 1日1,500円 傷害入院 会員 1日2,500円 他

10 公平委員会の業務状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置要求の状況	0
不利益処分に関する審査請求の状況	0